

医 危 第 8005 号
令和 5 年 2 月 2 日

公益社団法人 神奈川県薬剤師会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

経口抗ウイルス薬ゾコーバ対応薬局の今後の取扱いについて（通知）

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先に依頼したゾコーバ対応薬局の選定については、貴会の御協力により県内各地域に一定数の対応薬局配置が完了したところです。

しかしながら、未だ一定数の選定が可能な状況であることから、今後のゾコーバ対応薬局の選定については、県で別紙のとおり要件を定め、県ホームページから申請を受け付けることとしました。

つきましては、今後、貴会所属の保険薬局において、別紙の要件を満たし、ゾコーバ対応薬局の登録を希望される場合には、下記県のホームページを御案内くださるようお願いいたします。

【神奈川県経口薬ホームページの URL】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/medicine.html>

問合せ先
感染症対策企画グループ
中島、田中、村岡
電 話 045-210-4791

県が募集するゾコーバ対応薬局の要件について

- ・ ①から⑨までの要件を全て満たす薬局であること。
 - ① コロナ経口薬を調剤した実績があること
 - ② 夜間・休日、時間外、緊急時の対応を行うこと
 - ③ 対象医療機関と緊密な連携がとれること
 - ④ 薬剤の広域な配送等の対応を行うこと
 - ⑤ 県ホームページにおいて、ゾコーバ対応薬局として保険薬局コード、薬局名称、住所、電話番号が公表されることに同意すること
 - ⑥ 特定の医療機関以外からの処方にも幅広く対応すること
 - ⑦ ゾコーバの調剤実績が一定期間ない場合は、県から対応薬局の取下げ等を依頼する可能性があることについて同意すること
 - ⑧ 処方予定の医療機関が具体的にある（医師から登録を依頼されている）こと
 - ⑨ 電話等による服薬指導に対応可能であること